

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	宮 田 弘 一
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p style="text-align: center;">キャリア教育の義務化を問う ーイシューアプローチの視座から</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 渡 邊 聡</p> <p>審査委員 教 授 藤 村 正 司</p> <p>審査委員 教 授 黄 福 涛</p> <p>審査委員 准教授 村 澤 昌 崇</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本論文は、大学のキャリア教育を「政策形成・機関への導入過程」（実施前）→「現状」（実施）→「効果・評価」（実施後）という段階モデルと、高等教育の組織的階層（中央・制度－機関－科目・教員）レベルの2軸に依拠したイシューアプローチの視座から検討し、同教育の課題を構造的に究明することにある。キャリア教育が義務化されて10年近く経過するも、同教育に対する批判的指摘が存在する。それらの指摘は自らの経験や印象論で語られており、必ずしも学術的な検討は行われていない。また先行研究の概略を示せば、「現状」に関する研究では同教育科目の事例紹介、「効果・評価」に関する研究では、教員の関心にもとづく授業受講前後の学生の心理的変容に着目した研究が大半を占めており、科目・教員レベルからのアプローチに偏っている。本論文では、同教育を先述した2軸により俯瞰的・多層的に検討することで、同教育の課題を構造的課題と捉え、学術的に析出しようとしたものである。</p> <p>1章では、大学におけるキャリア教育を段階モデルと高等教育の組織的階層から整理することで、キャリア教育研究の到達点・陥穽を指摘し、本論文で掲げた課題の妥当性を示した。その上で、大学におけるキャリア教育の全体を掴むには、段階モデルと高等教育内の組織的階層を網羅した俯瞰的な視座にもとづく検討が不可欠であることを論じた。</p> <p>2章では、キャリア教育義務化に関する政策過程を、政策過程論の一つである「政策の窓」モデルを援用し、同教育が義務化された理由を分析した。結果、官邸等の政治主導による若年者雇用対策として、キャリア教育の義務化が方向づけられたことを示した。また、同教育の価値規範・方向性が十分に議論されず、義務化に至ったことを明らかにした。</p> <p>3章では、内生的変革又は外生的変革によってキャリア教育を導入し、義務化以降の受容過程も射程に入れた対極事例を、同教育の実施・運営体制に着目することで時系列に辿った。両事例ともに同教育の実施・運営体制が学士課程及び就職支援と有機的に統合していない様が明らかになった。その上で、実施・運営が同似性を示す所以を逆行推論した。結果、両大学の構成員の認知的・規範的認識がキャリア教育の実施・運営体制に深く関与していることを示した。</p> <p>4章では、教員のキャリア教育科目及び教育実践に対する認識の変容プロセスを辿ることで、同教育科目の授業サイクル（設計－実践－評価）がいかなるものかを探索した。結</p>			

果、キャリア教育の授業サイクルは、教員自身の授業に対する成功実感により、①授業者の認識範囲は自己の授業に止まらず、他の授業にまで及ぶこと、②授業内容の基盤となる授業者自身の認識準拠枠が強化されていくことを明らかにした。

5章では、キャリア教育科目の現状を授業デザインの3要素（「授業の目標」「授業の内容」「成績評価方法」）を網羅したシラバスをもとにテキストマイニングにより探索的に検討した。結果、国立大学や一部の偏差値の高い大学を除いて、就職支援を意識した内容と科目配当であることを明らかにした。つまり、キャリア教育科目の実施にあたって、就職支援ではないとした中教審の指摘に反し、“実施のギャップ”の可能性を示唆した。

6章では、大学機関の導入目的に対するキャリア教育の効果について、一地方大学で実施した学生アンケート調査にもとづいて分析を行った。分析方法として、①回帰分析を用いて仮説的に有意なキャリア教育の変数を同定し、②同変数に関する効果検証を傾向スコア分析で、より厳密に行った。結果、同教育科目の効果は確認できなかった。大学機関の目的に対して、科目としての“質保証”の視点から論じる必要性を示唆した。

終章では、本研究における知見の整理及びキャリア教育が“実施のギャップ”に至った構図を示した。その上で、教育実践及び政策形成過程への示唆を行っている。

本論文は大別すると以下の2点で評価できる。

1. 大学のキャリア教育を「政策形成・機関への導入過程」(実施前) → 「現状」(実施) → 「効果・評価」(実施後) という実施プロセス全体をカバーする段階モデルと、高等教育の組織的階層(中央・制度-機関-科目・教員)レベルという2軸から、量的データ並びに質的データにもとづき検討を行う多彩且つ多層的な方法論的アプローチを採る点に大きな独自性をもつ。これにより、印象論や経験論で語られるキャリア教育の課題を、その制度自体がもたらす構造上の課題として学術的に析出し直し、同教育がその理念とは裏腹に、実際には就活対策・支援に随しているという理想と現実のギャップ(筆者の言うところの“実施のギャップ”)の構図を導出した点に、本論文の意義がある。
2. 従来のキャリア教育研究で陥穽とされる領域に、そこを補完する研究を提示した点にある。具体的には、以下の4点を挙げることができよう。1)本論文は「政策の窓」モデルを援用することで、キャリア教育の義務化は当時、政府が課題としていた若年者雇用対策の一環であったことを明確に示したことに意味がある。2)キャリア教育義務化後の大学機関における同教育の受容過程や、機関横断的にキャリア教育科目の内容を分析したことに独自性がある。なぜなら、義務化自体が所与となることで、義務化以降の大学機関における受容過程や、機関横断的に同教育科目の内容を照射する研究は必ずしも行われてこなかったからである。3)キャリア教育科目の授業サイクルにおける教員の認識変容プロセスを辿ることで、これまで指摘されなかった同教育科目の特質を析出した本論文は新規性がある。4)大学機関におけるキャリア教育の目的と教員とのそれとが必ずしも一致しないことが示唆されたことから、大学機関のキャリア教育の目的に即して、同教育科目を省察した点に本論文のオリジナリティがある。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(教育学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和 2年12月 3日